

特集 フランスの社会保障制度の概要 I

— 年金制度および年金改革の動向を中心に —

林 雅彦 (JETROパリセンター／JIL欧州事務所長)

「社会保障運営費の税による一部負担は、社会的リスクの全国民による負担という連帯意識を具現すると同時に、社会保障費の雇用主負担分を削減するという二重のメリットを包含している…社会保障負担の上昇に伴い、当該会計の原資が社会保険料から社会保障目的税へと徐々にシフトしてきている」。これは、将来的な人口構成の変化とそれに起因する社会保障制度の破綻、その両方を見据えながらフランスが戦後一貫して維持してきた哲学と、そこから生じている現象だ(本報告61-63頁)。本格的な高齢社会と、活力ある未来の実現という難問中の難問に直面する日本。社会保障改革の先例としてフランスをモデルに、その制度と改革の足跡を紹介する(2月号、3月号の2回連載)。

目次

- I フランスの社会保障制度の歴史と概要
- II 年金制度(一般制度)の概要
- (以上は本号に掲載、III～VIは次号に掲載)
- III 年金制度(補完制度)の概要
- IV 年金制度の制度間平準化
- V 年金制度改革の背景
- VI 年金制度改革の概要

I フランスの社会保障制度の歴史と概要

1 基本理念

フランスの社会保障制度は、受益者が支払う掛金による社会保険方式を基本としながらも、社会的リスクはすべて全国民にかかわるものであると認識し、「社会的連帯」を原則として、保険金負担者だけでなく全国民が平等な条件下でサービスを受けられる「全国民のための社会保障」へと向かっている。この原則が明示的に明らかにされたのは、1945年10月4日付のオールドナンス(政令)で、国民皆保険とともに社会保障制度の一本化を目指し

た際のことである^{注1)}。なお、「社会的連帯」の理念の萌芽は、1898年の労災補償法のなかに認められる。

この基本原則については、社会保障法典(Code de la Sécurité Sociale)のL.111-1において、「社会保障組織は、国家連帯の原則に基づき創設される。社会保障組織は、所得能力を減退せしめうるあらゆる種類の危険から、労働者およびその家族を保護する。社会保障組織は、また、出産費用および家族扶養の費用をも支弁する」と明記されている。

2 社会保障制度成立の経緯

フランスの社会保障制度は、中世の同業者組合の相互救済慣行に端を発するとされている。

19世紀末には、雇用主による私設の被用者援助制度とその法的枠組みが整えられ、その後、養老年金制度が鉱夫・海員などを手始めとして発足し、1910年ごろまでに原則的には全労働者を対象に開設されるに至った。ただし、これらは任意加入にすぎなかった。

その後、1930年に現在の社会保障制度の原形ともいうべき最初の社会保険が創設された。これは、一定の

給与額を上限に、被用者を対象として疾病、廃疾、老齢、死亡などのリスクを補償するものであった。さらに、1930年代には、強制加入を前提とした社会保障制度が発足する。具体的には、給与所得者に対する家族手当支給を義務づけた1932年法、その対象を農民にまで広げた1938年法などである。

第2次世界大戦時には、英国のペバリッジ卿の作成した報告書(1942年)を参考に、仏全国レジスタンス評議会が、当時の社会保険理事長ピエール・ラロックを中心に、社会保険計画を策定した。この計画書が現在の社会保障制度の青写真となる。これにより提唱された社会保障制度は、被用者およびその家族の生活を安定させることを目的としており、上述の社会保障法典上の基本理念、すなわち、全国民を包括的に対象とする考え方がここで明確にされている。具体的には、戦前の各種の社会保険を融合させた内容となっており、被保険者の掛金を、被用者と雇用主の代表からなる公的機関が徴収して運営する公的社会保険形式をとっている。

当初、適用対象は、商工業部門の被用者に限られていたが、翌1946年には社会保障制度の対象を全国民にまで拡大しようとする動きが見られた。しかし、全国民に適用される一律制度の導入は、職域内部における利益の保護を理由にいくつかの職業団体(公務員、商店経営者、職人、その他の自由業者)からの反対に遭い、これらの職業団体は商工部門の被用者とは異なる独自の社会保障制度を確立し、現在のように職域別の制度がモザイク状に共存するに至っている。

職域別制度の乱立は、労働協約に基づいた補足制度によってさらに強調される結果となっている。補足制度は、法定制度としての社会保障制度ではなく、職業団体あるいは企業間の協約により設定されたもので、法定制度で定められた社会保障サービスに加えて、補足年金と失業給付が制度化されている。

1970年代には、こうした職域別制度が数多く共存する

複雑な制度を簡略化しようとする動きが現れた。政策努力の結果、社会保障サービス受給者層はほぼ全国民にまで拡大され、家族手当、老齢年金、医療保険などのサービス別に制度の簡略化が実施されている。

現在、家族手当サービスは完全に一本化されているほか、老齢年金制度は就業者全体に義務づけられ、補足年金制度(Régime de Retraite Complémentaire)への加入は、一般制度(民間部門の被用者のための制度)加入者には義務づけられるなどの成果を上げている。疾病に関しては、強制加入の医療保険(大部分は一般制度による)に加え、任意加入の個人保険が併存する。これらの公的保険掛金の支払いが不能の場合には、被保険者は社会扶助制度による援助を受けられる仕組みになっている。つまり、職域区分にかかわることなくより広い国民層が社会保障サービスを受給できる方向に向かいつつあり、1945年の社会保障制度創設時の原理に近づいているといえる。これは、国民皆保険制度の回復を目的として、従来医療保険の対象外であった者に医療給付の道を開く「普遍的医療給付制度(Couverture Maladie Universelle : CMU)」が2000年1月から導入されたことにも窺える^{注2)}。

社会保障サービスが全国民に浸透すると同時に、福祉サービスの種類も社会状況に応じて増加、多様化している。住居施設の賃貸料自由化を受けて1948年に創設された住居手当給付制度もその1例である。同制度は、導入当初は世帯を対象としていたが、受益対象はその後若年層、高齢者にまで拡大され、最低限の生活の保障に資するものとなっている。同様に、社会保障制度発足当初は存在しなかった失業保険に関しても、労使間協定を基盤として1950年代終盤に導入された^{注3)}。

その他、被保険者の保険料掛金により運営されるサービス給付だけでなく、社会連帯の名目で徴収される一般社会拠出金(Contribution Sociale Généralisée : CSG)などを主たる財源として提供されるサービスが多く創設

された。これらは、社会生活を営むうえで最低限必要とされる法定最低収入を確保するためのものであり、法定最低老齢年金 (Minimum Vieillesse)、障害成人者手当 (Allocation aux Adultes Handicapé : AAH)、片親手当 (Familles Monoparentales)、失業者および社会的疎外者向けの各種給付金制度 (連帯特別手当 (Allocation de Solidarité Spécifique)、参入最低限所得制度 (Revenu Minimum d'Insertion、RMI) 注4) など) がある。

以上、フランスにおける社会保障には、社会保険料掛金による保険方式と、社会連帯の名目で徴収される一般社会拠出金 (CSG) などの税収による運営の2形態が混在している。

(参考)

第2次世界大戦後のフランスの社会保障制度小史

- 1945 全国民を対象とする社会保障制度制定 (10月4日付オールドナンス)
- 1946 特別制度を維持することを決定
- 1947 管理職老齢補足年金制度創設
- 1948 農業以外の自由業者 (職人、独立商工業、その他自由業) 向け独立老齢年金制度創設
- 1952 農業従事者向け老齢年金制度設置
- 1956 高齢者最低生活保障手当を設定
- 1957 管理職以外の補足年金 (UNIR) 設置
- 1958 職業間協定、全国商工業雇用協会 (UNEDIC) 創設
- 1961 農業従事者向け医療保険および母子保険制度 (AMEXA) 設置、管理職以外の補足年金制度一本化により補足年金制度協会 (ARRCO) 設立
- 1966 非被用者向け医療保険金庫の運営に関する基本法
- 1967 サービス別独立部門による運営を決定
- 1972 商工業部門の被用者向け補足年金制度一般化
- 1974 制度間の統合と整合化に関する基本法、制度間補償制度
- 1978 家族手当制度の一般化、各制度の医療保険および母子保険の一般化 (強制加入保険または任意保険に加入することを義務づけ)
- 1984 協約により、制度内労使間運営の失業保険を国の連帯制度から分離
- 1988 参入最低限所得制度 (RMI) 創設
- 1994 老齢連帯基金 (Fonds de solidarité vieillesse : FSV) 設立

2000 普遍的医療給付制度 (CMU) 創設

現在、家族扶助制度改革、年金制度改革が進行中

3 所轄政府機関

社会保障サービスに関する管轄省庁は、社会問題・労働・連帯省 (Ministère des Affaires Sociales, du Travail et de la Solidarité) の内部部局である社会保障局 (Direction de la Sécurité Sociale : DSS) である。社会保障局では、社会保障政策を企画・立案するとともにその実施を監視する役割を担い、社会保障予算案の策定準備と施行後のフォローを行っている。

社会保障局は、1) 医療サービス部門、2) 医療へのアクセスと家族手当および労災部門、3) 年金および補足社会保護部門、4) 経営および情報管理システム部門、5) 社会保障財政部門、6) 財源調査および予測部門の6部門に分かれている。

4 制度の分類

フランスの社会保障制度は、職域によって異なる制度が数多く乱立していることに特徴がある。法定社会保障制度は、職域によって大きく次の4つの制度に分類される。

- 一般制度 (régime général)

民間企業の被用者を対象とする。国民全体の約80%が一般制度に加入しており、加入者数は4700万人を数える。
- 特別制度 (régimes spéciaux)

公務員、船員、国鉄職員などを対象とする。加入者数は約250万人。
- 農業部門 (régime agricole)

自営の農業従事者と、農産物・食品加工業部門の被用者を対象とする。加入者数は約500万人 (数字は全国被用者医療保険金庫 (CNAMTS) による)。運営機

関は農業共済組合 (Mutualité Sociale Agricole : MSA) である。

• その他

以上に属さない農業以外の非被用者 (職人、商店経営などの自営業者) 約350万人については、複数の運営機関が存在する。

さらに、補足制度として、法定制度としてではなく労働協約に基づいた補足年金と失業保険給付が制度化されている。

その他、社会的弱者の救済を目的とする社会扶助制度と、共済組合制度がある。

5 受給者数等

受給者数などにかかる基本的数値は以下のとおり。老齢年金受給者1人を支える老齢年金加入就業者数が2人を切っていることから、後述のとおり、財政状況は厳しいものとなり、様々な改革が試みられている (財政見直し、改革等については次回第V章、第VI章参照)。

医療保険加入率 100%
国民1人当たりの

社会保障サービス受給額 3万2015フラン
老齢年金保険に加入している就業者 3300万人
受給者数 6000万人
(うち老齢年金受給者1800万人、家族扶助受給家庭4200万世帯)

(以上社会保障局 (DSS) による。1998年実績)

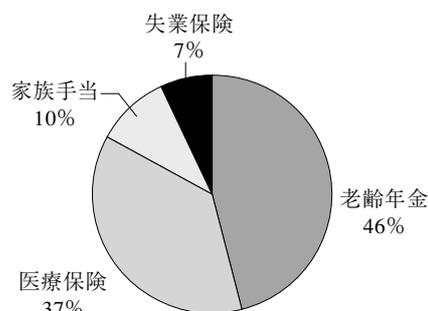
6 社会保障サービスの種類

(1) 社会保障サービスの内訳

社会保障サービスを大きく分類すると、以下の3分野にわたる。

- 家族部門：普遍的医療給付制度 (いわゆる国民皆保険：CMU)、家族手当 (住居手当等を含む) と労働者災害保険

図1 社会保障支出の内訳 (2000年)



内訳	(単位：10億ユーロ)	(単位：10億フラン)
老齢年金	176.68	1159.0
医療保険	136.80	897.3
家族手当	35.67	234.0
失業保険	25.12	165.3

資料出所：ARRCO 2000年活動報告書
注：2000年の社会保障支出の合計：3999億9000万ユーロ

- 疾病部門：医療保険 (医療および医療福祉サービス、保健用品などをカバー)
- 老齢部門：年金 (基礎年金、特別制度、その他補足制度) 支出ベースで全サービス中最も多いのは、老齢年金および高齢者のための生活保障補助金で、全体の46%を占めている。次いで、医療保険、家族手当となっている (図1)。

(2) 社会保障サービスの給付形態

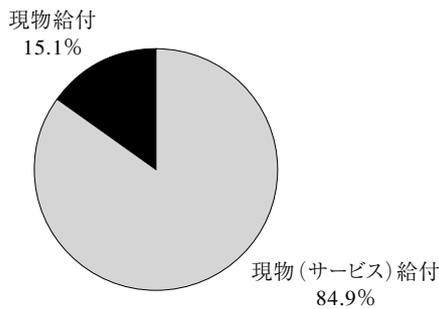
フランスにおける社会保障サービスの給付には、

- 現物 (サービス) 給付 (prestation en nature)
 - 現金給付 (prestation en espèces)
- の2種類がある。

現物 (サービス) 給付とは、社会保障サービスの受給に当たり、被保険者が出費した額を、給付機関が部分的あるいは全額償還することで、具体的には、医療診察費、入院費、医薬品購入費、医療検査費用の払戻額を指す。すなわち、これら医療関連費用は原則として、本人がまず全額立て替えなければならない。

現金給付とは、労働の停止により生じた収入減を補

図2 現物給付と現金給付の割合(2000年)



資料出所: ARRCO 2000年活動報告書

填することで、出産、疾病、労災による給与補償、年金、廃疾・死亡保険給付を指す。

1999年の統計によると、医療保険金庫が支払った社会保障給付総額(医療保険、母子保険、労災、廃疾・死亡保険)は、5706億フランで、そのうち84.9%(4847億フラン)は現物(サービス)給付によるもの、15.1%(859億フラン)が現金給付によるものであった。現物(サービス)給付のうち最も多いのは医療保険の償還で86.3%を占め、次いで労災、母子保険の順となっている(図2)。

7 社会保障運営機関

社会保障運営機関は、制度によって異なるが、全国金庫を除き運営機関はすべて公共サービスを担う民間の公益事業体として位置づけられている。

以下は、加入者数が最も多い一般制度に関連する運営機関であるが、これらの機関は1967年のオルドナンス(政令)の適用を受けて組織されている。

- 社会保障機関中央機構 (Agence Centrale des Organisations de Sécurité Sociale: ACOSS)

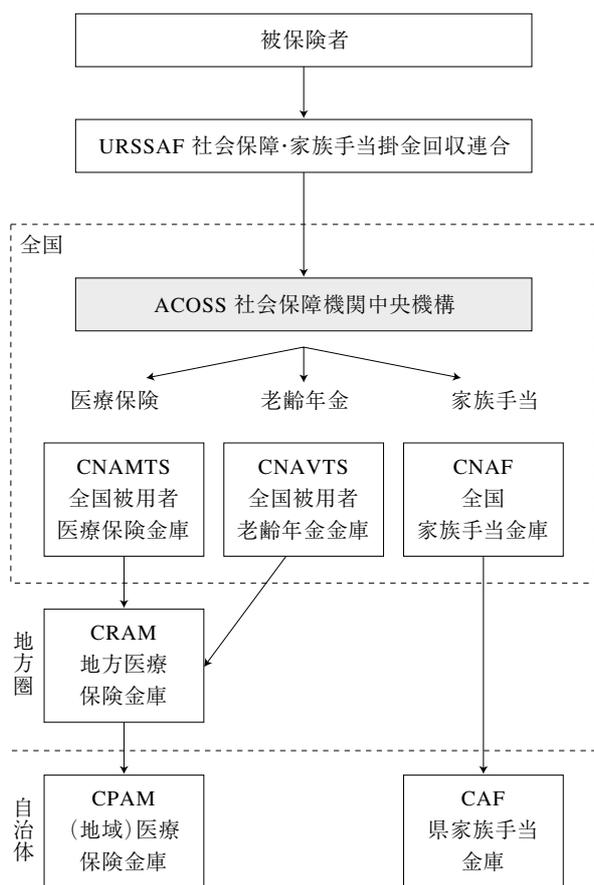
社会保障制度の財政を担当する機関。社会保障・家族手当掛金回収連合 (Union de Recouvrement des Cotisations de Sécurité Sociale et d'Allocations Familiales: URSSAF)により徴収された保険金を回収し、一般制度全体の財務管理を行う。なお、県レベル

では、URSSAFが各種の社会リスク向け保険料掛金の雇用主負担分だけでなく、個人保険料の掛金を徴収することもある。

- 全国被用者医療保険金庫 (Caisse Nationale de l'Assurance Maladie des Travailleurs Salariés: CNAMTS) 被用者の医療保険、母子保険、廃疾保険、死亡保険のほか、別枠で労働災害、職業病保険をカバーする。自治体または県レベルで、129の地域医療保険金庫 (Caisse Primaire de l'Assurance Maladie: CPAM)を擁している。CPAMは、被保険者向けの窓口として、医療保険への加入登録、サービス給付を行う。地方圏レベルの運営機関としては地方医療保険金庫 (Caisse Régionale de l'Assurance Maladie: CRAM)が全国に16カ所あり、疾病予防対策、労災保険および職業病保険の料金体系の策定に当たっている。
- 全国被用者老齢年金金庫 (Caisse Nationale de l'Assurance Vieillesse des Travailleurs Salariés: CNAVTS) 一般制度加入者の老齢年金の運営を行う。地方圏レベルでは、上記地方医療保険金庫 (CRAM)も老齢年金の運営に携わっている。
- 全国家族手当金庫 (Caisse Nationale des Allocations Familiales: CNAF) 家族政策と家族手当の運営を担当する。基本的に県レベルの運営となっており、各県の金庫では参入最低所得 (RMI)、住宅補助金、家族手当の給付を行う。
- 全国社会保障金庫連盟 (Union des Caisses Nationales de Sécurité Sociale: UCANSS) 社会保障運営機関の職員に係る諸問題の解決にあたる。

なお、1996年の社会保障制度改革では、地方圏レベルにおける通院医療の活性化と合理化を目的に、医療保険金庫地方連盟 (Union Régionale des Caisses d'Assurance Maladie: URCAM)が設立されている。これは、3大強制加入制度(一般制度、自由業者の医療保険

図3 社会保障運営機関（一般制度）



および母子保険制度、農業制度)の地方圏レベルの医療保険総括機関であり、全国に22カ所ある。

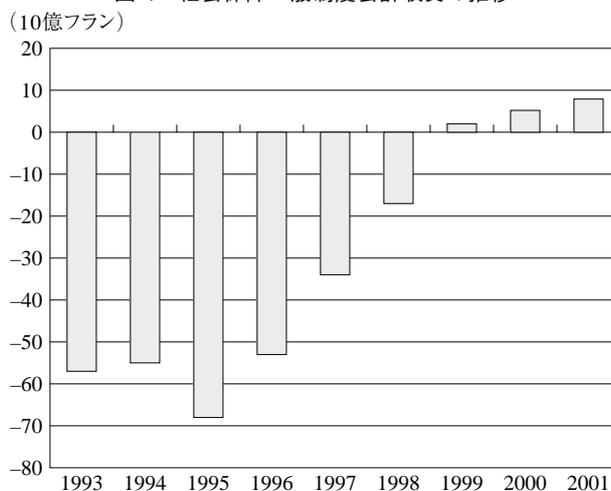
8 支出

(1) 社会保障支出の推移

1945年の社会保障制度の設立以来、医療、老齢年金、家族手当、失業保険など各種の社会保障サービス支出は増加の一途をたどっている。支出の増加は、社会保障サービスの受益対象が全国民にまで拡大していること、および福祉サービス内容が多様化していること、すなわち、サービスの量・質両面における増加に起因している。

特に、フランスの経済活動が減速し始めた1970年代半ばから支出は急激に増加している。増え続ける社会

図4 社会保障一般制度会計収支の推移



資料出所:社会保障会計委員会報告(2001年6月)

保障支出を懸念し、国が社会保険料の引き上げ政策を講じたのはこの時期である。この政策は1980年代半ばごろから成果を見せ始める。同時期、社会保障支出の年増加率は、経済成長率とほぼ肩を並べるようになる。1990年代に入って、社会保障支出は再び増加し、その結果支出超過の状態に陥り、財源確保の問題が再浮上するに至った。ただし、後述のとおり1999年以降、財源構造の改革や好況もあり、支出超過の状況は解消されている(図4)。

サービス部門別に見ると、社会の高齢化に伴い保険料支払い者数と受給者数のバランスが変化し、高齢者関連の給付額が大きく伸びている。同様に、景気低迷に伴う雇用状況の悪化から、失業者向けの給付が著しく増加している。

逆に、母子保険給付および家族手当は、出生率の低下と家族の少人数化の影響を受けて減少傾向にある。

医療支出は、高齢者関連支出に次いで大きな位置を占めているが、これは医療保険が全国民に普及したことに加え、国民の寿命が伸び、高度な医療技術が発達するにつれて医療・福祉サービスの出費が増大したためである。

表1 一般制度各部門の収支の推移

(10億フラン)

	1999	2000	2001(予測)
医療保険 (CNAMTS)	-8.9	-6.1	-3.7
労災 (CNAMTS)	+1.1	+2.4	+3.2
老齢年金 (CNAVTS)	+3.7	+1.0	+2.0
家族手当 (CNAF)	+4.8	+7.9	+6.4
計	+0.7	+5.2	+7.9

資料出所：社会保障会計委員会報告(2001年6月)

現在、1990年代初頭から着手された政府の社会保障赤字対策が功を奏し、また、1998年下半年からの景気回復もあり、一般制度における2000年度の収支は52億フランの黒字を計上し、社会保障会計は改善の方向に向かっている。この傾向は、2001年にはさらに強まり、2001年度は79億フランの黒字が見込まれている。

社会保障の財源確保は、雇用の活発化と密接な関係にある。社会保障赤字の解消は、経済情勢の好転とともに雇用活動が活発化したことに大きく起因している。ちなみに、民間部門の被用者部門だけで、2000年に創出された雇用総数は50万件を上回っている注5)。

各部門ともに財務状況は改善されてきているものの、医療保険部門では依然として赤字で、医療支出削減政策は今後も継続されるものと見られている注6)。

(2) 社会保障支出の対GDP比

社会保障支出の増加率を対GDP比で見ると、大きく上昇している。

現在の社会保障費の増加率は、GDPの増加率の約2倍である。1996年時点における社会保障支出総額はGDPに占める割合は約28%で、47年時点の12%を大きく上回っている(表2、図5)。

表2 社会保障サービス支出がGDPに占める割合

(%)

年	健康保険	高齢者関連 (年金等)	母子保険と 家族手当	雇用関連	計
1959	4.7	5.4	4.1	0.3	14.5
1965	6.1	6.6	4.1	0.5	17.3
1970	6.6	7.3	3.5	0.5	17.9
1975	7.8	9.1	3.7	1.0	21.4
1980	8.4	10.3	3.8	1.9	24.2
1985	9.3	11.4	3.8	3.0	27.3
1990	9.2	11.2	3.4	2.6	26.4
1994	9.8	12.4	3.7	2.8	28.6

資料出所：労働・社会問題省(現社会問題・労働・連帯省)

(参考)

社会保障支出増に対する政府の対策

- 社会保障機関の分割

支出の増加に伴い運営が財政的に困難になってきたのを受けて、1967年のオルドナンス(政令)により、社会保障機関は3つの独立部門(労災・職業病を含む医療保険、家族手当、老齢年金)に分割され、各部門はその財源と支出に責任を負うことが決定された。

- 協定政策

高額の治療を要する疾病の出現、医学の進歩、医学的な要求度の高まりに伴う医療支出の増加を抑制するため、国は1990年代から医療関係者(医師、製薬産業など)との協定による医療費削減政策に着手している。医療関係者の報酬額を抑え効果的かつ安価な治療を推進することを誓約することにより医療の合理化に協力するのと引換えに、協定に締結した医療要員には国が社会保障費を負担するなどの個人的メリットを与えるものである。

- CSG、RDSなど社会連帯税の導入(「9財源」の項参照)

表3 1999年と2000年の社会保障支出

	1999年 (百万フラン)	2000年 (百万フラン)	2000年 (百万ユーロ)
国家予算	1,709,800	1,700,900	259,301
GDP	8,856,500	9,214,700	1,404,772
社会保障支出	2,521,300	2,587,700	394,492
対国家予算比	147.46%	152.14%	152.14%
対GDP比	28.47%	28.08%	28.08%

資料出所：CNAV

9 財源

(1) 概説と財源構成

フランスの社会保障会計は独立予算となっている(わが国の特別会計に相当)。近年社会保障負担の上昇に伴い、当該会計の原資は、社会保険料(保険料は抑制気味に推移)から社会保障目的税へと徐々にシフトしてきている。

これまでの社会保障目的税は、主に1980年代に創設、推進されてきたもので、アルコールやタバコへの付加税、自動車保険料課税、薬剤の付加価値税増税分などであった。しかし、1991年に、家族手当の代替財源として一般社会拠出金(Contribution Sociale Généralisée : CSG)制度^{注7)}が創設され、また、96年1月には、家族手当、医療保険、年金の3制度における赤字に対応して社会保障制度から発行された公債を返済するため、譲渡所得なども含む大半の所得に対して0.5%の税率で徴収する社

会保障債務返済拠出金(Contribution au Remboursement de la Dette Social : CRDS)も創設されるなど、社会保障の一定部分を実質的な税収によってまかなうという動きが本格化してきている。これは、社会保障財源の租税化現象の現われと見ることができるが、職域連帯と国民連帯とを峻別し、国民連帯になじむ給付については課税ベースの広いこのような拠出金制度によって財源を確保する構造への転換という見方もできよう。しかし、依然社会保障会計全体の8割以上は保険料収入と公的負担金を財源としている(表5)。

表4 社会保障費の財源別割合

	(%)	
	1999年	2000年
保険料収入	66.8	66.5
公的負担金	14.6	12.7
租税・目的税	17.6	19.9
その他	1.0	0.9
計	100.0	100.0

資料出所：CNAV

表5 2002年社会保障会計(当初案)によるFOREC財源構造の概要

(10億フラン)

		2000年度	2001年度	2002年度
FORECの支出総額(①)		75.0	95.0	102.0
国庫の一般会計からFORECへ直接拠出される収入	タバコ税	42.3	45.0	48.9
	環境税	2.7	3.5	3.3
	企業利益に対する社会拠出金	3.8	6.0	5.9
	保険契約税(一種の印紙税)	—	7.2	9.2
	商用車税	—	4.5	4.6
(小計)(②)		48.8	66.2	71.9
発生する赤字分(②-①)		▲26.2	▲28.8	▲30.1
各社会保障関係公庫からの振替および国の債権放棄による赤字の補填	酒税(FSVから)	11.9	12.7	13.0
	酒税(CNAMTSから)	—	5.9	5.8
	タバコ税(CNAMTSから)	—	6.3	2.7
	陸上車両税(CNAMTSから)	—	—	5.9
	補完的福利厚生給付のための事業主拠出金税(FSVから)	—	—	2.9
	国による債権放棄	16.0*	—	—
(小計)		27.9	24.9	30.3

注：2001年度および2002年度については見込み額

FSV：老齢連帯基金、CNAMTS：全国被用者医療保険金庫

* この国による債権放棄は、2001年12月18日、憲法評議会にて、「適切的な法律適用は適切な理由がないかぎり認められない」との理由により無効の決定を受けた。このため、後年度の社会保障会計において債権放棄をするか、当面そのまま残すか、いずれかの方法にて処理することとなっている。

各社会保障制度（各社会保障制度の運営をつかさどる各金庫）は分立して財政運営を行っている（ただし徴収機構は一本化されている^{注8}）。赤字が生じた場合には、まずそれぞれの制度内で赤字を補填し、次いで、制度間の財政調整（振替）を行うことで赤字の補填を行い（これが社会保障会計を極めて複雑にしている大きな要因）、それでも収まらない場合には国が社会保障制度に財政援助を行うという形をとる。

2001年のフランスの社会保障運営財源（全体）は1兆9723億フランに上り、国家予算に肩を並べている。財源の内訳は以下のとおりである。

保険金拠出金	1兆2864億フラン
公的援助金 (contribution publique)	674億フラン
税	5544億フラン
資金移譲 (transferts reçus)	26億フラン
元金利息 (revenus des capitaux)	32億フラン
その他	583億フラン
計	1兆9723億フラン

(2) 保険料

フランスの社会保障制度は、受益者からの社会保険方式を基礎に置いており、保険料掛金が財源の約5分の4を占めてきた。財源全体に占める保険料掛金による収入の割合は、社会保障制度の導入以来比較的安定していたが、1990年代後半になり、雇用主に対する社会保障費減免策等が導入されたこともあり、その比率は下がってきている。また、社会保障支出自体は対GNP比で見ると上昇している（図5）。

保険料は、当初一定額以下の給与にのみ課されていたが、1967年以来、保険金の徴収対象となる給与上限が段階的に引き上げられ、80年代初めには医療保険徴収対象が年金収入や失業保険収入を含めた全収入を対象とするなど、徴収対象を拡大し、現在では、労働者の全給与に適用されている。ただし、老齢年金に関しては、強制加入の補足年金制度の存在を理由に、現在で

も一定の上限以下の給与のみを徴収対象としている。

一般制度においては、被保険者とその雇用主がそれぞれ社会保険料を支払う仕組みになっているが、被保険者負担分が微増傾向にある。現在、雇用主の社会保障費負担分は、保険金収入の3分の2に不足しており、制度導入当初の80%に比べてその割合は低下しているが、これは、1980年代初めから雇用促進政策の一環として導入された雇用主の社会保障負担軽減による雇用コスト削減政策によるものである。

(3) 税収等

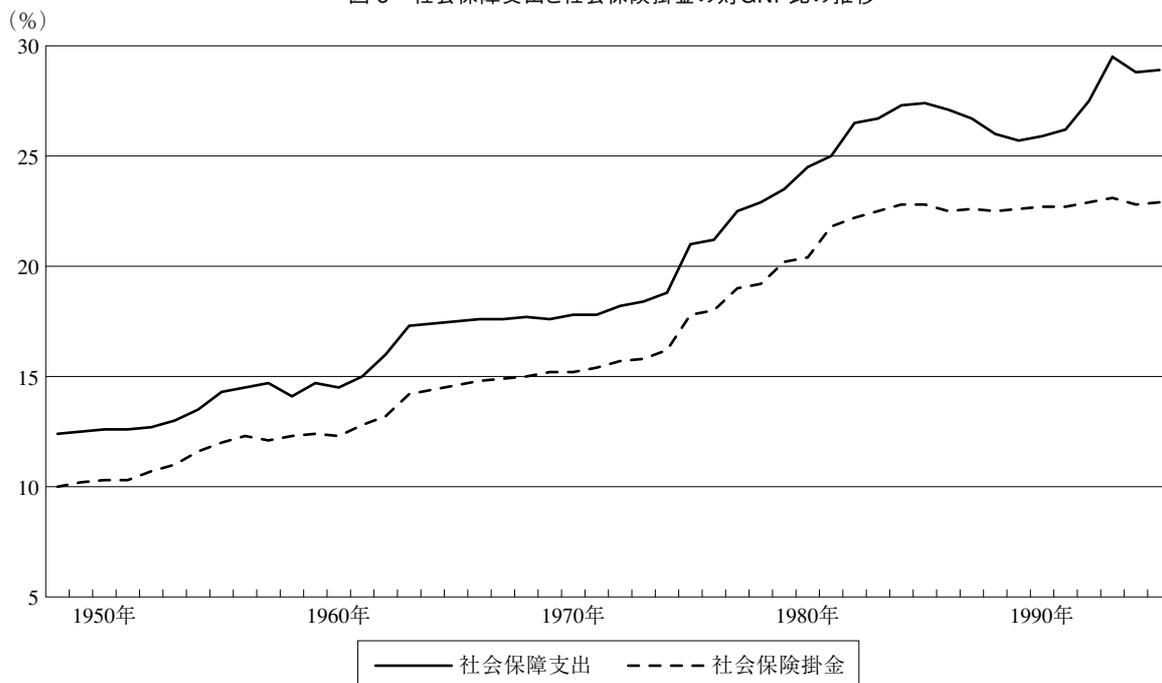
社会保障制度の導入時期には、公的資金の役割は、掛金を支払う加入者数が退職者数に比べて非常に少ない特別制度の赤字部分を埋めるにとどまっていた。社会保障制度の財政面の運営は、保険金徴収機関に全面的にゆだねられ、政府の関与は極めて薄かった。政府の非干渉傾向は、1970年代の終盤に、異なる制度間の相互援助が制度化され（社会保障受益者である退職者の数が、保険金掛金を支払う加入者数に比べて著しく多い制度を、保険金負担者数の多い制度が補足するという仕組み、次回第IV章参照）、運営各機関の財政面での協力関係が確立されたことからさらに強まった。

現在、社会保障制度運営上の政府の財政的参入分野は、保険金掛金に基礎を置いていない社会サービスに集中している。1994年設立の連帯老齢年金基金（いずれも職域別の各制度とは別枠）の資金などがその例である。

社会保障運営をまかなう保険料以外の財源には、具体的には以下のようなものがある。

- 税
- 一般社会拠出金 (Contribution Sociale Généralisée : CSG) (あらゆる収入に課される)
- 企業が支払う連帯負担金
- 社会保障債務返済拠出金 (Contribution au Remboursement de la Dette Social : CRDS) (社会保障債

図5 社会保障支出と社会保険掛金の対GNP比の推移



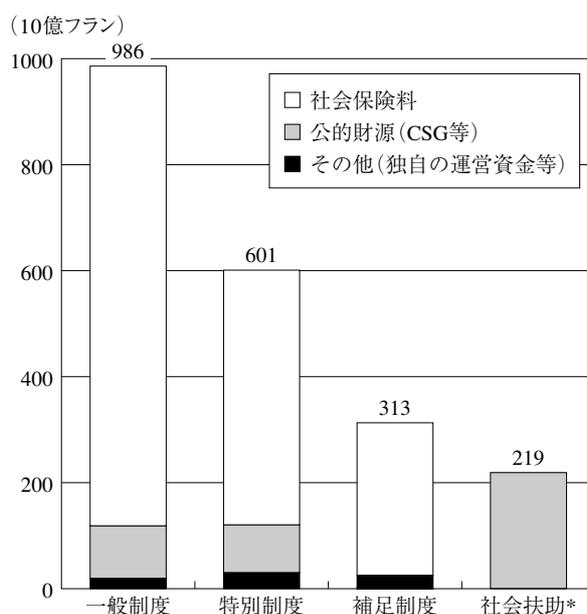
資料出所:社会扶助会計(労働・社会問題省-現社会問題・労働・連帯省)

務返済基金(RDS)へ繰り入れられる)

保険金掛金に基礎を置いていない社会的連帯を基本理念に、掛金負担者だけでなく全国民を対象とし、全社会リスクをカバーする社会保障サービスが、各種の生活収入保障(高齢者、障害者、社会的疎外者など)、住居手当、介護サービスなど、質量ともに増加していることを背景に、政府は社会保障費捻出の名目で徴収される目的税の導入に踏み切った。1991年に導入された一般社会拠出金(CSG)がその最も顕著な例であるといえる。

社会保障運営費の税による一部負担は、社会的リスクの全国民による負担という連帯意識を具現すると同時に、社会保障費雇用主負担分を削減するという二重のメリットを包含している。1993年に発表された雇用5カ年計画では、雇用主負担分の漸次軽減が盛り込まれているが、これによる社会保障財源の減少分を全面的に政府が補償するということでもあり、政府の社会保障運営上の財政負担は増加している注9)。

図6 社会保障サービスの財源



資料出所:労働・社会問題省(1996年)

注:*参入最低限所得(RMI)など、各種の手当

社会保障財源は、サービス内容により大きく異なっている(図6)。社会扶助サービスや、参入最低限所得

(RMI)など最低収入保証制度の運営は、全面的に税収でまかなわれている。逆に、補足制度(補足年金制度、共済制度、雇用主を対象とする制度など)では、公的資金は一切関与せず、基本的に被保険者による掛金により運営されている。同制度では、回収された保険金を制度内で貯蓄することが認められていることから、その資金運営はより柔軟なものとなっている。一般制度および特別制度では、保険金収入と公的資金を組み合わせた運営となっている。特別制度では、上述の制度間協力制度(次回第IV章にて詳述)に基づく資金移転も重要な財源となっている。また、一般制度の赤字については、1996年年頭に創設された社会保障債務返済基金(Remboursement de la Dette Sociale : RDS)がカバーしている。

(参考)

FOREC(社会保障経営者負担改革財政基金)の財源構造

時短導入企業に対する社会保障減免による財政支援は、35時間制導入前のロビアン法の時からとられてきており、その際、減免分については、すべて国庫の一般予算から補填されていた。2002年発足した社会保障経営者負担改革財政基金(Le Fonds de Financement de la Réforme des Cotisations Patronales de Sécurité Social : FOREC)は、社会保障会計のなかに設けられた基金であり、財政上は、各金庫と同様の扱いを受ける。ただし、自前の保険料収入等はないので、その原資は、国庫からの拠出(社会保障目的税による税収の一部)を原則(一部他の金庫・基金からの補填(振替)もある¹⁾)としているが、税収額が十分でなく、毎年多額の赤字を発生する構造となっている点が問題となってきた。

例えば、2002年の社会保障会計法では、2001年、2002年の赤字分の財政を確保するため、タバコ税の増税(2002年初頭よりタバコ税を約9%上げた)、補完的福利厚生給付のための事業主拠出金税²⁾の老齢連帯基金(Fonds de solidarité vieillesse : FSV)³⁾繰り入れ分のFORECへの振替、国が徴収し全国医療保険金庫へ繰り入れる酒税、陸上車両税などの税収の一部振替などによって、まかなわれることとなっている⁴⁾(表5)。

1) これらの補填(振替)が、即、当該金庫や基金がFORECの赤字を肩代わりしたことにはつながらない。これらの金庫や基金に対する国庫一般会計からの税収や拠出金の流れの変化および他の金庫・基金からの振替の流れの変化などを逐一詳細に検討し総合してみなければ、判断できない。

- 2) 事業主が、公的な福利厚生(年金等)に上乗せすることを目的として民間企業等と結んだ契約に基づき、事業主自身が拠出した額に対する税金。
- 3) 老齢連帯基金(FSV)は、無拠出性の最低保障年金(minimum vieillesse)、育児に従事した専業主婦に対する年金の加算等の国民連帯に根差した給付をまかなうための制度である。年金準備基金(Fonds de réserve pour les retraites)とは異なるので注意が必要。
- 4) これらの措置により、実際には余剰金が発生するため、その余剰分は全国被用者医療保険金庫(CNAMTS)へ還流させることとなっている。このような還流までであるため、社会保障会計はいつも複雑となっている。

II 年金制度(一般制度)の概要

1 基本的性格

フランスの年金制度への加入は全就業者に義務づけられているが、職域別に数多くの制度(現在の制度数は538)が共存している。

社会保障制度導入以前にすでに独自の年金制度を開発していた職域では一般制度(民間部門の被用者を対象)への警戒が根強く、これが原因となって社会保険料掛金算定のベースとなる給与額に上限が設けられ、補足年金制度が設立されるに至っている。1947年に管理職を対象に設立された補足年金金庫である管理職補足年金総合協会(Association Générale des Institutions de Retraite des Cadres : AGIRC)は、その代表的な例である。

フランスの年金制度を見ると、以下の3点はその基本的性格といえる。

- 職域別に加入制度が決定される。
- 財源は、年金保険料をベースとする。
- 法定の基礎年金制度、補足年金制度に加えて、任意加入の付加年金制度がある。

2 年金制度成立までの経緯^{注10)}

フランスの老齢年金制度は、1681年コルベールにより商船、漁船の船員を対象に導入された制度が起源となっている。船員、公務員、軍人、国立劇場の俳優、仏

中央銀行職員、国立印刷所職員、炭坑労働者、鉄道職員を対象とした老齢年金制度は、他の職種に比べ早い時期から準備された。

1910年4月5日付け法により、一定額以下の給与で生活する被用者および農業従事者全体を対象に、確定拠出形態の老齢年金の導入が試みられたが、実質的な適用にまでは至らなかった。1910年当時、一般退職年齢は65歳とされていたが、12年には60歳に引き下げられている。

老齢年金制度を全労働者に拡大する施策は、1928年4月5日付け法および30年4月30日付け法により実現に向かった。これにより一定の給与額以下の商工業分野被用者全体に老齢年金制度が導入された。ただし、これは確定拠出型の年金制度で、1930年代の経済危機により財源問題に直面し、結局失敗に終わっている。

現在の年金制度の原形となったのは1945年10月19日付オールドナンスにより確立された社会保障一般制度(民間部門の被用者)である。この一般制度は、以下の2点においてそれ以前の制度とは根本的に異なっている。

- 年金保険料の雇用主負担分が増加していること
- 確定給付型の年金制度であること

ただし、第I章で述べたように、制度対象を全国民に拡大し制度を一本化しようとする動きは、職域内部における利益の保護を理由にいくつかの職業団体(公務員、商店経営者、職人、その他の自由業者)からの反対に遭い、結果として職域別制度が維持された。

年金制度は次第に多種の職域に拡大され、1975年7月4日付け法では、老齢年金加入が全就業者を対象に義務づけられた。さらに、聖職者の老齢年金加入義務を規定した1978年1月2日付け法により、年金制度の全職種への拡大は完了したといえる。

3 加入制度の種類

第I章「4 制度の分類」の項で述べたように、フランス

の社会保障制度は職域別に制度が分類されており、年金制度もこの職域別制度に基づいている。

年金制度は、以下の3つのグループに大別できる。

- 民間部門の被用者が加入する「一般制度 (régime générale)」: 加入者全体の約70%
- 公務員が加入する「特別制度 (régime spécial)」: 加入者全体の約20%
- 非被用者が加入する「非被用者制度 (régime des non-salariés)」: 加入者全体の約10%

年金制度への登録に当たり、職域、また被用者/非被用者の区別に応じて自動的に加入制度は決まる。単一の制度に加入する公務員を除き、大部分の労働者は、複数の制度(基礎年金制度、補足年金制度、場合により付加年金制度、後述)に加入することとなる。

4 制度の構造

年金制度は、下記の制度の3階建て構造になっている。

- 基礎年金制度 (les régimes de base)
- 補足年金制度 (les régimes complémentaires)
- 付加年金制度 (les régimes supplémentaires) (任意加入)

<基礎年金制度>

年金制度の1階部分で、強制加入である。賦課方式を基礎としている。

就業時の職域ごとに加入先が自動的に決定されるが、転職により複数の制度にまたがる場合もある。最も加入者数の多い一般制度 (régime général) 主に民間商工業分野の被用者の制度)に加えて、職種別に約150の制度がある。

この制度では、就業年数と就業期間中に支払われた給与額に応じて年金支給額が決定される。就業者が支払う年金保険料を基礎として確定給付形態をとっている。

また、基礎年金制度では制度間の統一の動きが見ら

表 6 労働者の職域と関係制度(機関)

被用者	基礎年金	補足年金
農業分野の被用者、管理職	MSA (金庫数83)	・ ARRCO (44制度、基礎金庫数90)
商工業分野の被用者、管理職	CNAVにより運営される一般制度 (CNAV)	・ AGIRC (金庫数43)
国家事業労働者		IRCANTEC
特殊企業の被用者		多様
公務員	社会保障特別制度	

非被用者

	基礎年金	補足年金
農業従事者	MSA (金庫数83)	COREVA (任意加入)
手工芸職人	CANCAVA (金庫数32)	
商店経営者、工場主	ORGANIC (金庫数53)	
自由業	CNAVPL (12職種) +CNBF (弁護士)	
聖職者	CAVIMAC	

れる。農業部門の被用者の基礎年金制度、手工芸職人の基礎年金制度 (CANCAVA)、商工業部門の自営業者 (ORGANIC) の基礎年金制度は、一般制度と内容を同じくするなど、制度間の一本化が進んでいる。

<補足年金制度>

年金制度の2階部分をなし、1975年以来、ごく小数の例外を除いてすべての職業分野において補足年金制度加入が義務づけられている。賦課方式を基礎としている。

被用者を対象とする補足年金制度は387、農業以外の分野の非被用者を対象とする制度が16ある。

一般制度 (民間商工業分野における被用者、管理職) の運営機関として、次の2団体がある。

- ・補足年金制度協会 (Association des Régimes de Retraite Complémentaire : ARRCO) : 50の補足年金制度間の調整を行う
- ・管理職年金総合協会 (Association Générale des Institutions de Retraite des Cadres : AGIRC) : 管理職の

表 7 一般制度 (民間企業 (農業部門の企業を含む) の被用者) の年金

	被用者	管理職	
基礎年金 (強制加入) retraite de base	社会保障一般制度 (CNAV) または農業制度	社会保障一般制度 (CNAV) または農業制度	
補足年金 (強制加入) retraite complémentaire	ARRCO	ARRCO	AGIRC
付加年金 (任意加入) retraite supplémentaire	共済、保険、個人貯蓄		

補足年金を管理、運営

いずれも就業者が支払う年金保険料を基礎とする賦課方式の制度であるが、点数制で、1ポイントの相当額の変動により受給額も上下する確定拠出形態をとっている。保険料は、給与額によって決定される。

<付加年金制度>

年金制度の3階部分で、任意加入である。

加入者間の共済制度で、勤務先の企業を介して保険団体と契約がかわされる。上記2制度と異なり、積立方式に基礎を置いている。

5 主要な運営機関とその基礎データ

各制度は1つあるいは複数の金庫により運営されている (表6)。これらの金庫 (運営機関) では、以下のサービスを提供している。

- ・年金支給前：年金積み立て保証、救済、住宅補助
- ・退職時：受給額の算定、コンサルティング、情報提供
- ・退職後：年金の支給、介護サービス提供、老人ホーム提供など

なお、主要な制度、運営機関には以下のようなものがあり、その基礎データは以下のとおりである (以下2000年の数値。資料出所は、ホームページ：www.espaceretraite.tm.fr)。

- ・全国老齢保険金庫 (Caisse Nationale d'Assurance-

表 8 2000年7月1日時点における制度別受給者数と保険金支払い中の加入者数

	受給者		保険金支払い中の加入者	
	人数	割合(%)	人数	割合(%)
被用者向け制度	15,515,499	79.79	20,649,366	90.07
一般制度	9,700,735	49.89	15,413,792	67.23
農業部門の被用者	2,268,453	11.67	659,519	2.88
公務員・軍人	1,714,806	8.82	2,407,520	10.50
国家事業労働者	110,035	0.57	63,081	0.28
地方自治体職員	619,833	3.19	1,623,270	7.08
炭坑労働者	397,449	2.04	21,355	0.09
SNCF(仏国鉄)職員	320,200	1.65	177,716	0.78
RATP職員(パリ市交通公社)	43,105	0.22	40,555	0.18
船員廃疾全国制度	111,456	0.57	34,763	0.15
EDF-GDF(フランス電力・ガス)	140,539	0.72	149,746	0.65
公証人見習・職員(CRPCEN)	45,551	0.23	39,583	0.17
仏中銀職員	14,473	0.07	15,484	0.07
その他	28,864	0.15	2,982	0.01
非被用者向け制度	3,930,254	20.21	2,275,938	9.93
農業経営者	2,054,460	10.57	687,000	3.00
商店経営者(ORGANIC)	927,424	4.77	620,831	2.71
手工芸職人(CANCAVA)	712,584	3.66	492,326	2.15
自由業(弁護士CNBFを含む)	167,758	0.86	457,843	2.00
聖職者(CAVIMAC)	68,028	0.35	17,938	0.08
総計	19,445,753	100.00	22,925,304	100.00

資料出所：CNAV (<http://www.cnaf.fr/5etude/statistiques/cotisants.htm>)

Vieillesse : CNAV)

受給者 990万人
 2000年中に退職する加入者 52万5020人
 保険料支払い中の加入者(1999年) 1494万人
 老齢・寡婦年金支給総額 569億4000万ユーロ
 2001年の上限額 2279ユーロ

• 補足年金制度協会 (Association des Régimes de Retraite Complémentaire : ARRCO)

受給者 953万5000人
 保険料支払い中の加入者 1870万人
 加入企業数 570万社
 徴収された保険料総額 270億ユーロ
 補足年金支給総額 265億2000万ユーロ

2001年4月1日時点の

1ポイント当たりの支給額 1.0364ユーロ

• 管理職補足年金総合協会 (Association Générale des Institutions de Retraite des Cadres : AGIRC)

受給者 180万人
 保険料支払い中の加入者 330万人
 加入企業数 53万社
 補足年金支給総額 116億ユーロ

2002年4月1日時点の

1ポイント当たりの支給額 0.3737ユーロ

• 手工業老齢保険全国自治補償金庫 (Caisse Autonome Nationale de Compensation de l'Assurance-Vieillesse)

表 9 財源内訳別社会保障制度財源

	1999年 (百万フラン)	2000年 (百万フラン)	2000年 (百万ユーロ)	2000年 (構成比：%)	推移 (%) 2000/1999
保険金 (被保険者負担分)	123,920	130,082	19,831	31.6	+4.97
保険金 (雇用主負担分)	164,286	165,653	25,254	40.2	+0.83
国の負担分	18,789	23,639	3,604	5.7	+25.81
税	5,241	3,625	553	0.9	-30.83
制度間補償	35	—	—	—	—
遡及支払分	22,570	23,046	3,513	5.6	+2.11
老齢連帯基金	63,640	59,735	9,107	14.5	-6.14
資産運用、その他	145	429	65	0.1	+195.86
海外県からの収入	5,611	5,793	883	1.4	+3.24
計	404,237	412,002	62,809	100.0	+1.92

資料出所：CNAV (<http://www.cnav.fr/5etude/statistiques/recettes.htm>)

Artisanale : CANCAVA)

受給者 79万3161人
 保険料支払い中の加入者 50万3814人
 年金支給総額 26億ユーロ
 徴収された保険料総額 18億264万3000ユーロ
 2001年1月1日時点の1ポイント当たりの

基礎年金支給額 7.45ユーロ

2001年4月1日時点の1ポイント当たりの

強制加入補足年金支給額 0.2844ユーロ

• 農業共済組合 (Mutualité Sociale Agricole : MSA)

受給者 435万8082人
 うち非被用者 209万7742人
 被用者 226万340人
 年金支給総額 124億3000万ユーロ
 うち非被用者 80億1000万ユーロ
 被用者 4億2000万ユーロ

• 商工業全国自治補償金庫 (Caisse de Compensation de l'Organisation Autonome Nationale de l'Industrie et du Commerce : ORGANIC)

受給者 93万8000人

保険料支払い中の加入者 64万3000人
 徴収された保険料総額 15億8500万ユーロ
 年金支給総額 30億6700万ユーロ

• 全国地方自治体職員年金金庫 (Caisse Nationale de Retraite des Agents des Collectivités Locales : CNRACL)

受給者 63万3099人
 保険料支払い中の加入者 166万661人
 徴収された保険料総額 97億7430万ユーロ
 年金支給総額 71億2080万ユーロ

• 国家事業労働者年金特別基金 (Fonds Spécial des Pensions des Ouvriers des Établissements Industriels de l'Etat : FSPOEIE)

受給者 11万5391人
 保険料支払い中の加入者 6万4110人
 徴収された保険料総額 4億5487万ユーロ
 年金支給総額 14億7568万ユーロ

• 国家資格なしの国・自治体職員向け補足年金機関 (Institution de Retraite Complémentaire des Agents Non Titulaires de l'Etat et des Collectivités Publiques :

IRCANTEC)

受給者	143万人
保険料支払い中の加入者	219万人
徴収された保険料総額	14億3592万ユーロ
年金支給総額	10億9062万ユーロ
2001年1月1日時点の	
1ポイント当たりの支給額	0.38021ユーロ

6 運営機関の財源

財務状況は制度ごとの数字(本章「5 主要な運営機関とその基礎データ」の項参照)がある程度揃っているが、全制度の総計の財源内訳を示す公的統計数値は見当たらない。ここでは、一般制度の財源内訳の数値を示すにとどめる(表9)。

これによれば、財源の約7割が労使負担による保険金によっており、次いで高齢連帯基金が約15%と続いている。

7 支出

2000年の高齢年金支出は、1687億8000万ユーロであった。内訳は図7のとおりである。これは、社会保障支出総額の42.8%に相当している。

加入者の最も多い一般制度の支出は572億900万ユーロ

口で、総支出の33.9%、社会保障支出総額の14.5%に当たる。

8 受給者

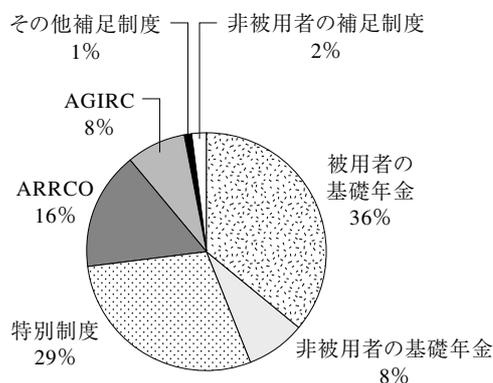
年金の支給は、一般的に、職業活動の停止を条件として、被保険者の申請とともに開始される。退職年齢は、運営機関によって異なるが、一般に60歳から65歳である。

2000年7月1日時点で、社会保障枠内の年金の受給者数は、全体で1944万5753人、うち被用者向け制度加入者が79.79%、非被用者向け制度加入者が20.21%となっている。最も多いのは一般制度加入者で、970万735人を数え、被用者向け制度全体の約半数を占めている。次いで農業部門の被用者226万8453人(11.67%)、公務員・軍人171万4806人(8.82%)が多い(図8)。

一般制度の年金受給者数は、制度導入以来増加の一途をたどっており(表10)、2000年時点における受給者数は、977万3234人であった。受給者の内訳は、男性436万1120人、女性541万2114人。年金受給者と補完制度の手当(後述)受給者は、それぞれ987万4818人、79万8416人であった。手当受給者は圧倒的に女性が多い。受給者は65歳から75歳が最も多く、平均年齢は72.08歳(男性71.89歳、女性74.14歳)である。

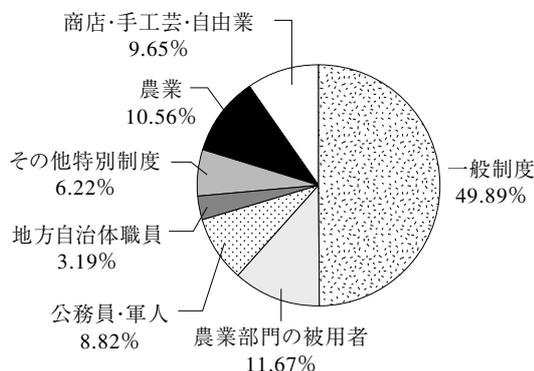
なお、一般制度の60歳以上年金受給者数は967万

図7 高齢年金支出内訳(2000年)



資料出所:2002年版Les chiffres ARRCO

図8 年金受給者の内訳(2000年)



資料出所:CNAV (<http://www.cnav.fr/5etude/statistiques/retraireg.htm>)

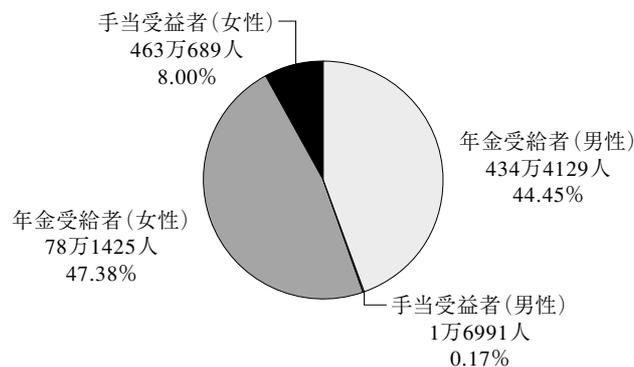
表 10 一般制度の年金受給者数の推移(2000年12月31日時点)

年	保険金型年金制度			手当制度*(AVTS、補足手当など)			計		
	直接給付	付加給付	計	直接給付	付加給付	計	直接給付	付加給付	計
1960	1,479,613	149,210	1,628,823	610,267	105,402	715,669	2,089,880	254,612	2,344,492
1965	1,973,299	248,670	2,221,969	384,931	71,719	456,650	2,358,230	320,389	2,678,619
1970	2,671,634	377,691	3,049,325	226,085	46,094	272,179	2,897,719	423,785	3,321,504
1975	3,424,977	577,307	4,002,284	118,370	24,622	142,992	3,543,347	601,929	4,145,276
1980	4,232,082	690,275	4,922,357	56,552	9,918	66,470	4,288,634	700,193	4,988,827
1985	5,186,977	782,845	5,969,822	28,272	3,814	32,086	5,215,249	786,659	6,001,908
1986	5,467,992	794,159	6,262,151	24,787	3,101	27,888	5,492,779	797,260	6,290,039
1987	5,751,162	800,654	6,551,816	21,415	2,480	23,895	5,772,577	803,134	6,575,711
1988	6,032,741	809,207	6,841,948	18,928	2,010	20,938	6,051,669	811,217	6,862,886
1989	6,325,842	813,028	7,138,870	16,579	1,627	18,206	6,342,421	814,655	7,157,076
1990	6,648,959	815,572	7,464,531	14,462	1,291	15,753	6,663,421	816,863	7,480,284
1991	6,949,943	814,987	7,764,930	12,751	1,022	13,773	6,962,694	816,009	7,778,703
1992	7,261,818	812,355	8,074,173	11,199	818	12,017	7,273,017	813,173	8,086,190
1993	7,546,501	810,473	8,356,974	9,853	650	10,503	7,556,354	811,123	8,367,477
1994	7,811,198	809,927	8,621,125	8,715	479	9,194	7,819,913	810,406	8,630,319
1995	8,039,104	806,403	8,845,507	7,716	383	8,099	8,046,820	806,786	8,853,606
1996	8,264,374	805,623	9,069,997	6,818	286	7,104	8,271,192	805,909	9,077,101
1997	8,474,375	801,877	9,276,252	5,967	226	6,193	8,480,342	802,103	9,282,445
1998	8,680,735	802,198	9,482,933	5,349	178	5,527	8,686,084	802,376	9,488,460
1999	8,879,067	801,674	9,680,741	4,738	131	4,869	8,883,805	801,805	9,685,610
2000	8,970,632	798,309	9,768,941	4,186	107	4,293	8,974,818	798,416	9,773,234

資料出所：CNAV (<http://www.cnav.fr/5etude/statistiques/retraitreg.htm>)

注：*第III章参照

図 9 年金サービスの内訳(2000年)

資料出所：CNAV (<http://www.cnav.fr/5etude/statistiques/retraitreg.htm>)

9552人で、同年齢の人口全体(1217万9789人)の約8割を占める(以上数字CNAV、仏本土における数字)。

サービス内容別に見ると、年金受給者、手当受給者の割合は図9のようになる。

9 給付額^{注11)}

(1) 年金関連の基本的な給付額

年金の支給方法には、月次支給と3カ月ごとの支給がある。

被保険者の給与や保険料拠出期間に応じて計算される年金直接給付分のほかに、寡婦(または寡夫)が被保険者である配偶者の年金を受給することができるようにする「年金継承権」がある。これは、年齢、扶養義務のある子どもの数、結婚期間(一般的に最低2年)、再婚し

ていないかどうか、収入、また故人の年金受給額などに考慮したうえで決定される。

2002年1月1日時点における年金に関連する基本となる手当額や給付額上限などは以下のとおりとなっている。

社会保障費上限^{注12)}

四半期ごとの支払いの場合	7056ユーロ
月次支払いの場合	2352ユーロ
2週間ごとの支払いの場合	1176ユーロ
1週間ごとの支払いの場合	543ユーロ
日次支払いの場合	109ユーロ

最低賃金(グロス)

時給	43.72フラン(6.67ユーロ)
月給	7388.68フラン(169時間ベース)

年金最低額(月額)

年金直接給付(保険料拠出分)

拠出期間150四半期をベースに	525.63ユーロ
年金継承分(再婚していない配偶者に故人の受給額の54%を支給)	

最低60四半期の拠出期間を条件に	236.98ユーロ
高齢者最低生活保証手当(満額)	569.37ユーロ

年金上限額(月額)

年金給付分	1176.00ユーロ
年金継承分	635.04ユーロ

収入上限額(月額)

補足手当受給のための上限

単独生活者の場合	583.14ユーロ
夫婦の場合	1021.41ユーロ
扶養配偶者割増金受給のための上限	532.32ユーロ
年金継承分受給のための上限	1156.16ユーロ
寡婦手当受給のための上限	629.05ユーロ

寡婦手当

1年目	503.24ユーロ
2年目	503.24ユーロ

割増給付(Allocation supplémentaire)

高齢者最低生活保証手当(3月号に詳述)

単独生活者	335.40ユーロ
2人の場合	553.46ユーロ
扶養配偶者割増手当	50.82ユーロ
第三者手当	916.31ユーロ
年金継承分扶養義務のある	

子ども1人につき割増	80.45ユーロ
物価スライド制年金見直し率	+2.2%
1四半期当たり必要とされる給与	1334.00ユーロ

(2) 給付額の計算方法

満額支給を受けるには、実施主体が公的機関の場合、40年間の保険料拠出期間を要する。基礎年金給付額は、基準給与(過去25年間の給与をベースに算定)と制度加入年数から算定される。

$$\begin{aligned} & \text{(月額)} \\ & \text{基準給与} \times \text{年金給付率(最高50\%)} \times \text{勤務年数} / 40\text{年} \\ & \quad + 2\text{階建て部分(ARRCOポイント数)} \div 12 \\ & \quad + 3\text{階建て部分} \end{aligned}$$

以上より、一般制度の場合、1階部分の算定基準として、①基準給与、②年金給付率、③保険料拠出期間(=勤続期間)、の割り出しが必要となる(2階建て及び3階建て部分については次回第III章参照)。

<基準給与>

過去の給与のうち、最も高額であった期間の年間平均給与が対象となる。対象となる期間は、年金受給者の生年と年金支給開始年により決定される。

- 2008年1月1日以前に年金受給を開始する場合、生年と基準給与算定のための期間は以下のように設定されている。

生年	期間
1934年以前	10年
1934年	11年
1935年	12年
1936年	13年
1937年	14年
1938年	15年
1939年	16年
1940年	17年
1941年	18年
1942年	19年
1943年	20年
1944年	21年
1945年	22年
1946年	23年
1947年	24年

- 2008年1月1日以降に年金支給が開始される場合、基準給与は、最も給与額の大きかった25年間の平均年間給与額とする。

<年金給付率>

最高が50%で、この数字は60歳から適用される。

- 2003年1月1日以前に年金受給を開始する場合、全制度を通じて、満額支給に必要な四半期数の保険料拠出期間が必要である。必要とされる拠出期間の四半期数は、生年に応じて異なる。

生年	期間
1936年	153四半期
1937年	154四半期
1938年	155四半期
1939年	156四半期
1940年	157四半期
1941年	158四半期
1942年	159四半期

- 2003年1月1日以降に年金受給を開始する場合、50%の

年金給付率を得るには、生年と加入制度のいかんにかかわらず160四半期(40年)が必要である。

- 50%の年金支給率は、以下の場合にも認められる。
 - ・ 60歳から65歳で就労不能と認められる場合
 - ・ 退役軍人の場合
 - ・ 保険料拠出期間30年以上で、3人以上の子どもの母親である労働者の場合^{注13)}
 - ・ 制度、保険料拠出期間にかかわらず、65歳以上の場合

以上のカテゴリーのいずれにも属さない場合は、年齢、保険料拠出期間、年金受給開始日を考慮して給付率が算定される。率は25%から50%までの幅がある。例えば、現時点で150四半期に満たない、あるいは、65歳未満で退職をする場合、1四半期不足ごとに1.25%が差し引かれる。最低支給率は25%である。

<保険料拠出期間>

拠出期間の四半期数を決定するため、最高150四半期の就労期間を対象とする。拠出期間は、以下の要素により左右される。

- 就労期間：給与額に応じて保険料拠出期間が決定される。
例えば2001年の場合、1281.18ユーロのグロス給与を1四半期分と見なしている。したがって、4四半期承認には、5124.73ユーロのグロス給与が必要となる。
- 就労していると見なされうる期間：特定の条件下で、疾病、廃疾、出産、労災などの理由による休業期間や失業期間、兵役期間、戦争による非就労期間も就労期間と見なされ、保険料拠出期間と同じ扱いになる。
- 割増期間：以下の3つのケースには割増期間が認められる。

イ) 16歳未満の子どもを持つ女性の被保険者で、最低9年間就労していた者を対象に、子ども1人に

つき8四半期の割増

ロ) 父親、母親を問わず、育児休暇期間は割増四半期と見なされる。ただし、割増期間イ)の適用を受けている母親は除外される。

ハ) 65歳以上で、拠出期間が150四半期末満の場合、65歳以降の保険金拠出期間分に関しては150四半期を上限に2.5%増しとする。

- 保険金特別拠出期間：義務づけられた保険料拠出とは別に任意に拠出期間を「買い取る」場合。

(3) 給付額の制限

• 最低給付額

年金給付率50%として年金が計算される場合の最低給付額は、2002年1月1日時点で525.63ユーロである。保険料拠出期間が150四半期ある場合、最低給付額は全額支払われるが、150四半期に満たない場合は、四半期数に応じて減少される。

• 最高給付額

年金の最高給付額は、保険金拠出の対象となる給与上限の50%とする。すなわち、2002年1月1日時点で、1176ユーロを上限とする。

年金が最低額あるいは上限額に達しても、扶養家族または第三者分の割増給付は場合により加算することができる。

(4) 割増給付

- 扶養子女による割増給付 +10%
子どもが16歳未満であった期間、最低9年間にわたって子どもが3人以上いた場合、あるいは子どもを3人以上養育した場合、10%の割増が認められる。

- 第三者への割増給付 916.31ユーロ/月
就労不能、退役軍人、戦争捕虜あるいは強制収容者、3人以上の子どもを持つ女性の労働者であり、かつ65歳以上で日常的な行為に他人の手助けを要する者を対象に第三者割増給付が認められている。給付額は、2002年1月1日時点で月額916.31ユーロである。

表 11 平均年金給付額(1997年)

(ユーロ/月)

	直接給付	付加給付*	老齢連帯基金からの年金**	年金継承分	計
男性	1272.03	5.79	4.72	6.86	1289.40
女性	593.63	27.89	134.91	10.97	767.40
全体	912.10	42.38	73.78	8.99	1037.25

資料出所：SESI

注：* 扶養家族分割増手当

** 第III章参照

- 扶養配偶者による割増給付 50.82ユーロ/月
扶養すべき配偶者が65歳以上あるいは60歳から65歳の間で就労不能と認められている場合で、さらに2002年1月1日時点の収入が532.32ユーロを下回る場合、配偶者割増給付が受けられる。この割増給付額は、一般制度の保険金拠出期間が150四半期に達している場合は、月額で50.82ユーロである。

(5) 平均受給額

1997年に異なる制度間を通じて実施された調査によると、年金生活者の平均受給額(基本制度、補足制度枠内で給付される直接給付と付加給付を含む給付金の総計、表11)は、1カ月当たり1037.2ユーロであった。調査対象を60歳以上全体(就業者も含む)に拡大すると、この額は1283.31ユーロにまで引き上げられる。

ただし、男女別に見ると男性の受給額が月平均1289.4ユーロで、女性の受給額(767.4ユーロ)の約1.7倍となっている。これは男女間の給与格差、就業形態の違いによる。60歳以上の女性の約3分の1は、配偶者の年金継承分を受給している。逆に、配偶者の年金の継承分を受け取る男性は全体の3%にとどまっている。

性別による違いに加えて、就業年数に応じて年金受給額には大きな個人差が見られる。男性の85%は、満額の年金受給であるのに対し、女性で年金の満額支給を受けている人は全体の39%にすぎない。

さらに、異なる制度間で年金の受給額に格差が見られる。特に、被用者と非被用者との間には大きな格差が見

表 12 年金支給額の推移(補完手当割増分を除く)

年	平均年間支給額 (フラン)		1960年を 100とした場合 の支給額指数		1960年を 100とした 場合の 物価指数
	年金	+補完手当	年金	+補完手当	
1960	1,020	1,206	100.0	100.0	100.0
1965	2,033	2,285	199.3	189.5	120.2
1970	3,273	3,560	320.9	295.2	148.5
1975	6,732	7,471	660.0	619.5	226.9
1980	13,897	14,788	1,362.5	1,226.2	373.1
1981	15,795	16,851	1,548.5	1,397.3	423.1
1982	18,204	19,749	1,784.7	1,637.6	473.1
1983	20,636	22,210	2,023.1	1,841.6	518.7
1984	22,130	23,627	2,169.6	1,959.1	557.1
1985	23,672	25,107	2,320.8	2,081.8	589.6
1986	24,822	26,142	2,433.5	2,167.7	605.2
1987	25,828	27,060	2,532.2	2,243.8	624.3
1988	27,148	28,287	2,661.6	2,345.5	641.1
1989	28,133	29,166	2,758.1	2,418.4	664.2
1990	29,342	30,293	2,876.7	2,511.9	686.6
1991	30,399	31,278	2,980.3	2,593.5	708.6
1992	31,406	32,213	3,079.0	2,671.1	724.0
1993	32,362	33,114	3,172.7	2,745.8	739.0
1994	33,153	33,861	3,250.3	2,807.7	751.4
1995	33,834	34,512	3,317.1	2,861.7	764.4
1996	34,740	35,400	3,405.9	2,935.3	779.5
1997	35,302	35,915	3,461.0	2,978.0	789.0
1998	35,854	36,444	3,515.1	3,021.9	794.5
1999	36,419	37,011	3,570.5	3,068.9	798.5
2000	37,115	37,708	3,638.7	3,126.7	812.0
2000*	5,658	5,749	—	—	—

資料出所：CNAV (<http://www.cnaf.fr/5etude/statistiques/retraireg.htm>)

注：* (ユーロ)

られる。制度別に見て年金受給額が最も低いのは農業分野の非被用者で、直接給付年金の月額平均は301.39ユーロである(1997年)。次いで商店経営者(335.84ユーロ)、手工芸職人(509.17ユーロ)が低い。逆に、年金受給額が最も高いのは、被用者(農業分野の被用者を除く)で、民間部門で満額受給の場合の月額平均は1362.89ユーロ、国家公務員では1876.64ユーロである注14)。

CNAVの統計によると、2000年の一般制度枠内における1人当たりの平均年金支給額は4万1845フラン(6379.23ユーロ)であった。これは月額にして531.6ユーロとなる。

10 年金受給者の生活水準

年金受給者の生活水準は、年々向上傾向にある。

生活水準基準値は、年金受給額と家族構成により規定されている係数によって決まる。また、年金額は、インフレ率を考慮し毎年設定される修正率(taux de revalorisation)によって見直される。2002年1月1日現在の年次修正係数は1.022である。

1970年時点では、年金生活者の生活水準は、就業者にくらべて約20%低いとされていたが、以降80年代まで、65歳以上の高齢者に支給される年金額は賃金上昇率を上回る著しい上昇を続けた後、88年以降、上昇率は緩慢なものとなった(表12)。

年金額上昇は、一方では年金修正率の上昇に起因している。1970年から84年の期間、当時の修正率は給与を基に算定されていたため、年次修正率は1.5にまで上昇していた。また他方では、世代間の人口格差も年金額上昇の一因となっている。さらに、女性の就業者の増加により世帯当たりの平均年金受給額が引き上げられているほか、年金統計には表れない資本収入も考慮に入れると、高齢者の収入は就業者のそれと水準をほぼ同じくしている。1991年の年金白書によると、61歳から70歳の世帯の生活水準は、国民全体の平均水準にくらべ15%高いとの報告もあるが、この場合も年金受給額というよりも、資産運用収入によるところが大きい。

1984年と94年にINSEEが実施した調査によると、高齢

表 13 60歳以上の高齢者の収入内訳

(%)

	1984年	1994年
就労報酬	10.5	8.6
年金	64.1	65.1
その他の社会保障手当	5.0	3.8
資産運用収入	20.2	22.3
その他	0.2	0.2
計	100	100

資料出所：INSEE

者の平均収入内訳は表13のとおりで、資産運用による収入が全収入の2割以上を占めている。

11 退職時期前倒し制度

若年層の雇用を促進するため、高齢の被用者の退職時期を前倒しにする制度を導入している制度もある。

(1) 早期退職制度 (préretraite)

早期退職制度は、退職年齢を迎えていない人が、全面的退職あるいは部分的に就業したまま前倒して年金を受給する制度である。

この制度は、雇用創出政策の一環として、若年層の雇用の促進を図る目的で導入され、高齢の被用者の全面的または部分的退職を促進し、被用者に手当金を給付するというものである。この制度を適用する企業は、国と協約を締結し、協約の内容に準じて一定の拠出金を国に支払う。拠出金は仏雇用基金 (Fonds national de l'emploi : FNE) により運営され、手当金として被用者に支給される。就業中に受け取る手当金 (allocations) は、医療保険・母子保険の社会保険料支払い算定基準額に組み入れられる。

なお、仏雇用基金 (FNE) は、以下のような用途に充てられている。同基金は、企業と国との協約に基づき、企業が被用者の社会的リスクをカバーするために支払う拠出金を財源としている。

- ・一時的な職業訓練制度
- ・民間部門の被用者の一時的な収入補償制度
- ・就職・転職を支援する補助金給付制度
- ・被用者の再就職を支援する一時的な補助金制度
- ・被用者の転勤のための一時的な補助金制度
- ・経済解雇になった被用者の再就職を支援する補助金制度
- ・雇用問題を抱える地域あるいは職種への雇用状況調査の実施

被用者の早期退職制度には、以下のようなものがある。また、農業従事者、自由業のいくつかの職種でもこの制

度が適用されている。

・雇用促進のための早期退職制度

適用条件	手当額
<ul style="list-style-type: none"> ・現在発効中の雇用契約があること ・60歳未満であること ・老齢年金一般制度に計最低160四半期(40年間)拠出すること ・失業保険制度に最低12年間加入していること ・最後の職場で最低1年の就業期間があること ・今後職業活動を行わないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・就業期間最後の12カ月間の月額給与平均の65%。ただし年次社会保障上限額*の4倍を上限とする。

* 社会保障上限額については、本章「9 給付額(1)年金関連の基本的な給付額」の項を参照

・FNEによる解雇に伴うフルタイムの早期退職制度

この早期退職制度は、労働法典第R322-7条により規定されている。再就職が不可能な高齢の被用者を経済的な理由で解雇する場合に適用され、仏雇用基金 (FNE) から特別手当金が支給される。この措置を適用するには、企業はあらかじめ国との協約を締結し、拠出金を支払う義務がある。

適用条件	手当額
<ul style="list-style-type: none"> ・雇用契約破棄の時点で57歳以上65歳未満であること ・経済的事情による解雇であること ・再就職の可能性がないこと ・国/雇用主間の協定に個人的に同意していること ・60歳を上回る場合、年金満額支給に要する四半期数に満たないこと(2002年では159四半期以下) ・社会保障制度に最低10年間加入していること ・企業内で継続して最低1年の就業期間があること ・他の職業活動を行わないこと、また季節労働失業者とならないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・月額給与の65%。ただし年次社会保障上限額*を上限とする。 ・年次社会保障上限額超過分の50%、ただし1997年5月3日以降の協定については、年次社会保障上限額の2倍を上限とする。

* 社会保障上限額については、本章「9 給付額(1)年金関連の基本的な給付額」の項を参照

・FNEによる漸次早期退職制度

漸次早期退職制度は、労働法典第R322-7条により規定されている。これによると、就業者は、個人的に同制

度への加入が可能である。制度加入によって、雇用主には仏雇用基金 (FNE) への拠出金支払いの義務が生じる。就業者は、そこで結ばれた協約に従ってフルタイム就業の50%まで就業時間を削減することができ、給与減少分を補填するため、漸次早期退職手当 (仏雇用基金 (FNE) からの支給) を申請することができる。加入と受給条件は以下のとおりである^{注15)}。

適用条件	手当額
<ul style="list-style-type: none"> ・ 55歳を上回り65歳未満であること ・ 国/雇用主間の連帯契約に個人的に同意していること ・ 60歳を上回る場合、年金満額支給に要する四半期数に満たないこと(2002年では159四半期以下) ・ 社会保障被用者制度に最低10年間加入していること ・ 企業内で継続して最低1年のフルタイム就業期間があること ・ 転職に際し、身体的に適用が可能であること ・ 就業不能者のための老齢年金を受給できないこと ・ 他の職業活動を行わないこと、また季節労働失業者とならないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月額給与の30%。ただし年次社会保障上限額*を上限とする。 ・ 年次社会保障上限額超過分の25%、ただし1998年11月16日以降の協定については、年次社会保障上限額の2倍を上限とする。

* 社会保障上限額については、本章「9 給付額 (1) 年金関連の基本的な給付額」の項を参照

・ 部分的就業停止制度 (cessation partielle d'activité)

苦痛を伴う職種に就く高齢の被用者を対象とした「部分的就業停止」と呼ばれる早期退職制度も2000年2月に導入されている。同措置の適用に先立ち、企業は国と、場合により管理団体と協定を締結する必要がある。国は、以下の場合、最高5年の期限付きで部分的に同措置適用コストを負担する。

- ・ 就業停止計画が全国的な職業協定と企業合意に基づく場合
- ・ 週35時間制適用合意を企業が締結している場合
- ・ 職業間協定により将来的な雇用計画が準備されている場合
- ・ 従業員がその年齢のために勤務条件に順応できなくなっている場合

同時に、この制度を利用する従業員は以下の条件を満たしていなければならない。

- ・ 個人的にこの就業停止措置に同意していること
- ・ 55歳以上65歳未満であること
- ・ 企業に少なくとも1年以上勤続していること
- ・ 流れ作業あるいは連続作業に15年間以上就いている場合、または年間夜間勤務日数が200日を上回る年が15年以上にわたる場合。身体障害者の場合は、老齢年金の保険料拠出期間が40四半期以上ある場合
- ・ 年金満額支給に必要なとされる条件を満たさないこと
- ・ ビアジェ (一種の終身年金) 受給者でないこと
- ・ その他の職業活動を行わないこと

手当の給付が開始されるとともに雇用契約はその効力を失う。手当の最低額は全国的な職業協定により設定される。通常、この手当は、60歳以降、被用者が年金の満額支給を受けられる時点まで給付される。

(2) 漸次退職制度 (retraite progressive)

漸次退職制度は、退職年齢に達した後も、職業活動を削減しながら部分的に年金を受け取る制度である。

60歳以降、年金満額支給の条件を満たす被用者、商店経営者、手工業職人は、年金の一部を受け取りつつ就業活動を継続することができる。ただし、就業活動は1件に限られる。受給する年金額は、労働時間または収入の削減分に応じて異なる(30%、50%、70%)。

労働時間削減後の収入に応じて算定される年金保険料は、補足年金制度の付加ポイントに繰り入れられる。

漸次年金の受給は、職業活動の完全な停止とともに打ち切られる。 (以下次号)

注1) この際には、後述のとおり、一部職種からの反対を受けて社会保障が全職種をカバーしえなかった。本当の意味で一本化がなかったのは、聖職者を対象とする強制加入の健康保険・老齢年金の創設、並びに従来いかなる保障制度からも漏れていた人々のための個人保険の新設などがなされた1970年代の中盤のことである。

- 注2) このCMUは、3カ月以上フランスに居住していることのみを要件として医療給付を保障するという制度であり、ある意味で極めて左派的政策ともいえる性格である。保守派が政権を握った現在、この制度が今後どのようなようになるかについては、注目する必要がある。
- 注3) 失業保険制度の改定は労使間協定の期限が切れる際、新たな協定締結時に併せ行われる。2001年から発効した労使間協定では、失業保険制度が大改定され、原則として同年7月から施行されている。
- 注4) このRMIは、1988年12月ロカル内閣により創設されたフランスで最初の収入不足・欠如(換言すれば貧困)のみを要件とした一般的な最低限所得保障制度である。失業保険が切れ、家族手当受給権外にあり、さらに健康保険を持たない者に最低限の手当を支給することで社会保障制度の庇護下に戻し、社会への復帰を促すことを目的とする。ただし、家族手当とは異なり、RMI受給者は社会復帰契約(Contrat d'insertion)が義務づけられており、就職目的の研修や一定の団体への活動参加などが条件となる。
- 注5) この雇用創出には、週35時間制導入促進のための社会保障減免策も大きく作用している。
- 注6) しかしながら、1年間に及ぶ長期の交渉の末、個人開業医からの強い要望であった診察料の値上げが2002年7月に決定した。
- 注7) 各納税義務者の活動所得(給与等)、資産所得、移転所得(社会保障手当等)などから得られた所得に対して賦課される。徴収は、社会保障の徴収機関(社会保障・家族手当掛金回収連合:URSSAF)によって行われる。当初は、家族手当(全国家族手当金庫:CNAF)の財源に充てるために創設されたが、1993年7月からは老齢年金(FSV)へ引き上げ分の1.3%が、97年1月からは、さらに医療保険にも充当されるようになった。「一般社会拠出金」、「一般福祉税」などと訳されることもある。
- 注8) 社会保障会計資金は、預託供託金庫(CDC)に開設された勘定を通じて、社会保障機関中央機構(ACOSS)が管理することとなっている。
- 注9) 現在(2002年9月)のラファラン政権は、所得税現在、法人向け減税および雇用主負担の社会保険料引き下げを3つの優先課題としており、そのなかでも雇用主負担の社会保険料引き下げに力点を置く考えを示している。そのための財源として2002年(約9%)に引き続き、2003年にもたばこ税大幅引き上げ(約8%)を実施し、それによる増税分を財源とする方針を示している。
- 注10) 第I章「2 社会保障制度成立の経緯」を参照のこと。
- 注11) 本節の記述は、特に断りのない場合、CNAVの資料に基づいている。
- 注12) 2001年11月16日付デクレ第2001-1069号による規定。
- 注13) フランスにおいては、家族政策の一環として3人以上の子どもを持つ母親には、公的資格試験の受験資格が学歴要件にかかわらず与えられるなど、様々な優遇策が講じられている。
- 注14) 以上の数値は、雇用連帯省DREES、「仏保健・社会情勢データ1999」から引用。
- 注15) 漸次早期退職制度加入のための条件に関する1999年4月20日付アレテによる規定。

「ヨーロッパと日本の高齢者雇用 — 年齢に関わりなく働ける職場は実現できるか」

日本労働研究機構 編 A5判 93頁 本体500円(税別)

講師はフィリップ・テラー(ケンブリッジ学際的高齢化研究センター)、フレリヒ・フレリヒス(ドルトムント大学)、藤村博之(法政大学教授)、木村邦明(NEC人事部勤務マネージャー)、岩田克彦(JIL統括研究員)。(敬称略)

「労働組合は今後とも労働者の代表たりうるか? — 雇用形態の多様化と労使関係」

日本労働研究機構 編 A5判 60頁 本体500円(税別)

講師は都留康(一橋大学教授)、水町勇一郎(東北大学大学院助教授)、二宮誠(ゼンセン同盟組織局長)、井元哲夫(イオン(株)取締役役人本部長)、江上寿美雄(JIL副統括研究員)。(敬称略)

お求めは、お近くの書店、または直接日本労働研究機構出版課へ。

日本労働研究機構 出版課 〒163-0926 新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリス25F
TEL: 03-5321-3074 FAX: 03-3345-1233 E-mail: book@jil.go.jp